

(審査案件：諮問第8号)

答 申

第1 審査会の結論

- 1 石垣市教育委員会が、平成27年度八重山採択地区協議会に関する公文書公開請求に対し、議事録及び音声記録等（ただし、次項記載の書面を除く）を、請求時点で非公開とした決定は、妥当である。
- 2 石垣市教育委員会が行った決定について、平成27年度教科用図書八重山採択地区協議会資料のうちの「平成27年度予算」及び「教科用図書八重山採択地区協議会規約」については公開すべきであった。

第2 不服申立ての経緯

- 1 平成27年（2015年）7月16日、不服申立人は、石垣市情報公開条例（平成13年石垣市条例第23号。以下「条例」という。）に基づき、「2015年6月24日開催の八重山採択地区協議会の会議録及び音声記録、資料などすべて」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成27年（2015年）7月29日、石垣市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対し「教科用図書選定業務に当たっては、静かで穏やかな環境を維持する必要があり、委員の個人情報の保護及び公開することにより当該事務の公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあるため、石垣市情報公開条例第7条第2号及び第4号ア・オの規定により非公開とする。ただし、採択事務終了後に、個人名等が特定されない形で公開を行う。」ことを理由として公開予定期日（平成27年9月1日以降）を付記し、公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、不服申立人に通知した。
- 3 平成27年（2015年）7月31日、不服申立人は、本件決定に対し公開を求める旨の不服申立てを行った。

第3 不服申立人の主張の要旨

不服申立人が「不服申立書」及び「決定理由説明書に対する意見書」で行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 不服申立書における主張

- (1) 非公開の理由として、条例第7条第2号及び第4号ア・オに該当するとして全てを非公開としたが、本件事案において合理的な理由とならない。

2 決定理由説明書に対する意見書における主張

- (1) 実施機関の言う「外部からの働きかけ」とは何を指しているのか。市民は、当事者であり多様な意見、批判を述べることは当然保障されるものである。文科相の通知等にある「外部」は、教科書発行者等を想定するものであり、市民の意見を排除するものではない。

また、「静ひつな環境」とは、恣意的に市民を排除した「密室」と言わざるをえない。このような理由で、会議の非公開のみならず、公文書も採択業務が終了するまで非公開とする決定は到底容認できない。

- (2) 「前回（4年前）は、個人が特定され、その個人が誹謗中傷の的になったこと、また、会議を含めた業務日程等の公表にあたっては穏やかな環境を維持することは困難と判断し、非公開とした。」とあるが、何をもって誹謗中傷と言われるのか。前回の教科書選定採択をめぐる問題は、協議会会長の独断的な規約改正や選定方法の変更にあり、市民が疑義を持ち多様な意見や批判を述べるのは当然のことである。協議会委員は公職であり、氏名を明らかにしても何ら問題はないものである。ましてや、業務日程（会議開催日）や、選定の方法等について明らかにしないのは、市民の知る権利、意見を述べる権利を奪うもので、民主主義を踏みにじる行為である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が「決定理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 教科用図書選定業務に当たっては、外部からの働きかけに左右されることなく公正かつ適正な業務を行うため、静かで穏やかな環境を維持する必要がある。従って、公開することにより当該事務の公正又は適正な意思決定に支障が生じるおそれがあるため非公開とした。
- 2 前回（4年前）は、個人が特定され、その個人が誹謗中傷の的になったこと、また、会議を含めた業務日程等の公表にあたっては穏やかな環境を維持することは困難と判断し、非公開とした。ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。）第15条に「教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。」とあることから、採択事務終了後に個人名が特定されないかたちで公開する。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例は、市の保有する公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市政に関する情報の積極的な公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市民参加による開かれた市政を一層推進することを目的に制定されたものである。

条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は、条例第7条の規定により非公開情報とされる場合を除き公開しなければならないが、条例の解釈・運用にあたっては、この理念が十分に尊重されなければならない。

本審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

なお、本審査会は、あくまでも文書の存在の有無や適正な公開の有無等について審査するものであって、当該教科書選定に関する結果の可否等については、本審査会の権限の範囲外であり、一切関知するものではない。

2 本件請求対象文書の特定について

本件請求対象文書は、「2015年6月24日開催の八重山採択地区協議会の会議録及び音声記録、資料などすべて」である。

本件決定は、平成27年7月29日付けで、条例第7条第2号及び第4号ア・オに該当するとし、公開予定期日（平成27年9月1日以降に公開）を付記して非公開決定されたものである。

実施機関に確認したところ、不服申立人より公開予定期日を経過した平成27年9月4日付けで再度公文書公開請求を受け、実施機関より平成27年9月15日付けで公文書公開決定及び公文書部分公開決定を行っている。

ここで公開された文書として以下の文書が確認された。

- (1) 平成27年度教科用図書八重山採択地区協議会資料
- (2) 議事録
- (3) 音声記録（CD）
- (4) 八重山採択地区協議会の教科書選定の基本方針
- (5) 平成28年度中学校用教科書の種目別

このことから本件請求対象文書は上記(1)～(5)の文書と特定する。

3 判断の理由

本審査会は、本件請求対象文書について内容確認を行ったところ、(1)のうちの「平成27年度予算」及び「教科用図書八重山採択地区協議会規約」を除く文書及び(2)から(5)については、教科用図書選定における審査に係わるもので、「審議、検討、調査等の意思決定過程において作成し、又は取得した情報」（条例第7条第4号ア）であるといえる。

また、平成 27 年 8 月 17 日の協議会会議内において、教科書採択時までは非公表とするとの委員協議が行われている。一般的に協議会の議事録等を協議会開催中に開示することは、その委員の意見表明に外部から有形無形の圧力がかかり、自由な意見表明、公正な意思決定に弊害が生じる恐れがある。実際、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「法律」という。）第 15 条及び同法施行規則（昭和 39 年文部省令第 2 号。以下「施行規則」という。）第 7 条において、議事録の公表すべき時期を「採択したとき」としていることもその趣旨である。したがって、本件請求の時点では「当該事務又は事業の公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」（条例第 7 条第 4 号ア）に該当する情報であると言える。

よって、本審査会は、実施機関が(1)のうちの「平成 27 年度予算」及び「教科用図書八重山採択地区協議会規約」を除く文書及び(2)から(5)についての文書を請求時点で非公開としたことは妥当であると判断する。

なお、実施機関は、本件決定において、公開予定期日について「平成 27 年 9 月 1 日以降（採択事務終了後）であれば、請求に係る公文書を公開することができます」と付記しており、この点でも、(1)のうちの「平成 27 年度予算」及び「教科用図書八重山採択地区協議会規約」を除く文書及び(2)から(5)についての本件決定は、法律及び施行規則に沿った決定であり、妥当である。

しかし、(1)の中の「平成 27 年度予算」及び「教科用図書八重山採択地区協議会規約」については、条例第 7 条第 4 号アの当該事務又は事業の公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあるもの、また同号オの行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じることが明らかな情報には該当せず、これらは公開すべき文書であったと判断する。

4 結論

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、事後ではあるが、本件実施機関は、平成 27 年 9 月 15 日に不服申立人に対し、本件請求対象文書を一部非公開（調査員の氏名等）とする部分を除き公開している。よって、現時点において不服申立ての利益は無いものと判断する。

5 実施機関の対応について

本審査会が確認したところ、実施機関は、公開予定期日を付記し不服申立人へ通知した非公開決定において、平成 27 年 9 月 1 日以降の再度の公文書公開請求を要求している。本件請求文書は平成 27 年 9 月 4 日に再度請求され公開しているが、本来であれば公開予定期日を経過した時点で、実施機関側から不服申立人へ公開決定を通知しなければならない。このことについては、条例の趣旨についての理解不

足があったと言わざるを得ない。

本審査会は、今回の結論の他に、条例の更なる浸透と適切な対応を求める。

第6 審査経過

平成 27 年 (2015 年)	8 月 13 日	実施機関から諮問書を受領
	8 月 24 日	実施機関から「決定理由説明書」を受領
	9 月 7 日	不服申立人から「決定理由説明書に対する意見書」を受領
	10 月 13 日	審議 (第 1 回) (実施機関からの意見聴取)
	10 月 29 日	実施機関から追加資料の提出を受領
	11 月 9 日	意見聴取及び審議 (第 2 回) (実施機関からの意見聴取)
	12 月 22 日	審議 (第 3 回)
平成 28 年 (2016 年)	2 月 10 日	審議 (第 4 回) 及び答申